

議 長 確認印	
------------	--

林業振興対策調査特別委員会会議録

1 日 時	開会 平成 27 年 5 月 13 日 13 : 25 閉会 平成 27 年 5 月 13 日 15 : 50
2 場 所	委員会室
3 出席委員	藤田高志、吉田克則、鈴木 茂、鈴木安次、小峰由久、鈴木孝則(副)、鈴木幸江、小貫初枝、割貝寿一、大縄武夫、小林達信(長)、藤田一男、藤田恵二
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	福島県県南農林事務所 森林林業部 部 長 加藤 正昭 " 森林林業部 林業課長 長谷川孝則 " " 森林土木課長 酒井 雄二
6 職務出席者	議長鈴木道男 議会事務局長、書記
7 説明員	
8 付議事件	第 1 東白川地方の森林・林業・木材産業の現状と課題及び 福島県（県南地方）の林業振興政策
9 議事の経過	<p>副委員長：開会 委員長：あいさつ 委員長：本日は県南農林事務所の職員に出席いただいている。日程第 1 について説明をいただく。</p> <p>部長：資料に基づき説明する。まず、森林資源についてである。統計書によると福島県の森林率は 70.8%、県南では 66.8%である。塙町は 17,420ha の森林があり森林率は 82.3%で県南地方（以下「管内」）では最も高い。このうち民有林は 8,388ha となっている。民有林の中身であるが、人工林は 4,821ha（57.5%）でそのほとんどが針葉樹である。</p> <p>管内の民有林の樹種であるがナラ・その他が全体の 44.6%、スギが 37.4%などとなっている。人工林ではスギが 68.9%、アカマツ・クロマツが 21.3%である。塙町ではスギが半数を占めている。次に、林齢であるがスギについてみると 11 齢級（51～55 年）が最も多く 10 齢級以上が約 8 割を占めている。戦後行われた植林の成果である。一方で 15 年生までは全体の 0.4%で若い木が極端に少ない。将来の林業を考えると大きな問題である。</p> <p>民有林の保有形態であるが、管内の私有林の割合は 95.6%で県の 81.1%に比べ個人所有の民有林が多い。</p> <p>保有森林面積であるが、管内の林家数（1.0ha 以上保有：統計上の区分）は 4,641 戸で平均 7.5ha である。ただし、1.0ha 未満の林家は統計にはカウントされないが数多いと思われる。県平均では 6.8ha で、県平均より 1 戸当たりの保有面積は多い。</p> <p>次に、林道の状況である。管内では 200 路線で林道密度は 7.56m/ha である。塙町では 43 路線、80,992m、林道密度 9.66m/ha である。奥久慈地域の林道密度は県平均より高い。</p> <p>林産物の生産量であるが、管内の木材の素材生産量（H24）は約 20 万 m<sup>3</sup>で県内の約 3 割を占める。その中でも、塙町の占める割合は 35%と管内でトップである。</p>

木材需要量 41 万 9486 m<sup>3</sup>のうち管内生産は 44%、一方管内需要は 66.4%であり、管内での製材等が多い。

管内には木材流通センターと東白木材市場があるが木材販売量は H25 で 97,259 m<sup>3</sup>である。H21 まで減少傾向にあったが震災以降需要が高まり現在増加傾向にある。郡内からの入荷が 70%以上で販売先は県外が 57%となっている。

木材の使われ方である。県内のデータしかない。H22 から生産量が若干下がっているが、震災の影響で相双、富岡管内の取引がほとんどないためである。

用途の半分以上は製材用材で家の構造材等に使われている。そのほかチップが 3 割などである。

次に、キノコなどの特用林産物であるが、震災の影響で壊滅的状態になった。ここに来て、生シイタケの菌床栽培が進みだした状態である。

木材生産工場である。管内には 34 工場がある。素材生産量は県平均の 4.3 倍と非常に高い生産能力がある。協和木材がその代表である。このほか、木材業者登録者数であるが、伐採搬出業を含め管内には 93 の登録業者がある。

次に木材の価格である。スギで 22 年に 11,400 円だったものが 24 年末には 13,000 円になっている。要因の大きなものとして円安が上げられる。円安で外国産材が割高になったため国産材を使う企業が多くなったようである。また、震災の復興住宅の影響もあると思う。なお、現在では若干下がって 11,000 円である。

住宅着工数であるが震災の影響で一時的に下がったが復興住宅などその後増加している。なお、木造住宅の平均木材使用量であるが県平均で住宅 1 m<sup>2</sup>あたり 0.1852 m<sup>3</sup>となっている。

森林整備である。造林は、極めて少なく若い齢級の面積が少なくなっている。間伐については、震災の影響で低下している。次に林業労働者であるが、減少及び高齢化が進んでいる。管内森林組合の作業班の半数は 60 歳以上になっている。現在林業も機械化が進んでおり 1 日・一人当たり 2~3 m<sup>3</sup>であったものが現在では 10~20 m<sup>3</sup>になっている。このため、ある程度従事者が減っていても生産量は確保されている。機械化については相当進んでいる。機会があれば資料等提供したい。なお、H22 年は若干であるが就業者が増加している。昨年度の新規採用は 20 人あった。

林業の施策である。

国は「森林・林業再生プラン」に基づき各種事業を展開しているが、木材自給率を 50%にするのが目標である。県では、震災以降「ふくしま新生プラン」により振興施策の方向を出している。この中に、震災等からの復興ということで林道や治山など被災箇所の復旧など生産基盤の復旧、被災業者等への施設復旧等の支援、キノコなどの放射性物質検査などモニタリング体制の確立などを行っている。

林業・木材産業の振興にあたっては森林資源の充実、確保として森林環境基金事業、ふくしま森林再生などがある。

前者は、現在第 2 期、27 年度までとして事業に取り組んでいる。今後については県民へのアンケート等検討中である。後者は、原発の影響で停滞している林業生産活動を復活させるために行うもので、森林整備の復活と放射性物質の流失防止等の対策の 2 本立てとなっている。平成 25 年度から始まったが、本格的には今年度からである。いずれも 100%補助で実施できる。埴町では航空レーダー測量で調査した。平成 28 年度からは 300ha/年実施するとしている。

また、生産基盤の整備ということで路網整備、製材工場などの機械導入補助を実施している。特用林産の振興では県外ホダギの導入補助、県産材の放射線測定等実施している。

担い手の育成・確保では、各事業体を実施する研修等に対する補助などを行っている。そのほか資料のような事業を実施している。

(質疑)

委員長：ふくしま森林再生事業について詳しく説明いただきたい。

部長：森林整備活動が震災後大きく落ち込み森林荒廃が懸念され、間伐等森林整備を進めるために行われるものである。また、放射性物質の流出対策も含んでいる。間伐による適正な地表の保護や保護策の設置などである。表土を排除する除染ではない。H25 から始まったが、まず県等が事業主体として始まり、私有林を H26 から開始した。H27 は全市町村が取り組むことになった。

事業は、放射性物質対策で、どのような森林整備を行うか全体調査で区域を確定して年度別計画を立てる。なお、私有林は所有者の同意を得る必要がある。同意があつて初めて事業に着手できる。間伐等のほか必要な場合は表土流出防止柵等の設置などが行われる。また、切った木は搬出し、放射性物質調査を行うことが条件になる。補助率は 100%である。

森林整備対策は、木を切って搬出することには変わりはないが、山土場までの搬出になる。このほか、搬出路の設置なども含まれる。補助率は 75%であるがその残りに交付金が充当されるので実質 100%補助となる。H26 は全額繰越している。このため 27 年度事業は 195ha で少ないが、H28 以降は 500ha 台の規模で実施していく。ポイントは土地所有者の同意取得となる。

いずれも、伐採搬出まで事業主体（町）が実施し、搬出又は集積された木材の処分は所有者が行うことになるので、ほとんど木材そのものの売値が所有者の収入になる。

埴町は、H26 に全体計画のため調査をした。H28 以降は 300ha の間伐を実施することになる。

委員長：その他質疑はあるか。

小峰委員：まず、山形中里地区の治山についてその状況を伺う。次に、林業担い手育成についての研修事業の具体的内容について伺う。

森林土木課長：H27 において復旧治山を 7,500 万円で実施する。工事は、秋以降に発注し、来年の秋ごろまでかかる。

部長：担い手対策の研修事業は、各種団体が実施する林業従事者が安全に作業できるための技術的な研修に対して補助するものである。内容は、チェーンソーの取扱い、安全労働の学習など事業主体によってさまざまである。

小峰委員：機械化が進み大型機械の導入が進んでいる。使い方の研修が重要になっている。

部長：各事業体から従業員を集めて研修する機関もある。それに対して担い手対策基金から補助する制度である。

鈴木茂委員：森林環境税の事業が 27 年度までという。今後も継続する必要があると思う。

部長：現在県では今後どのように進めるか、県内 7 方部でのタウンミーティングなどを実施した。県民アンケートや審議会での意見聴取などで事業内容を検討中である。継続の場合は 12 月議会に提案されるのでないかと思う。

大縄委員：木材価格の低迷について。木材需要が見込まれるがなぜ上がらないのか。

部長：木材価格は資料のとおり横ばいである。一時はかなり下がった（9,000円）が」現在の状況で推移している。木材価格は昭和30年代に関税が撤廃されてから下がった事実はある。今後、その時代のようになることはないと思う。また、消費の問題がある。住宅建築材として使うことが最大の消費であるが、その動向が大きく変化しなければ価格の変動はあまりないと思う。30年代に比べ安いのが事実だがこの値段が普通と考える必要がある。かつての高値から比べ安いと嘆いても何も始まらない。現在1haの間伐で10万ぐらい、全伐で100～200万円ぐらいの収入は得られる。これが実力であることを認識して行くことが大切。今まで手をかけないでいた山からそれだけのお金が入ることは逆に魅力的ではないか。「安いからダメ」では後継者は育たないし、山に魅力を感じない若者を増やすだけである。

人は儲かった話はしない、損をした話はするがそのような話ばかりしていると子どもはますます山に魅力を感じなくなる。もっとポジティブにとらえる必要があると思う。

議長：計画に基づき森林整備が進めば木材の値崩れが起きるのではないか。

部長：現在の推移からみれば暴落は見られない。木材の値の年間の周期はあるが、大きな変動は見られない。再生事業が本格的になった場合どうなるかはわからない。しかし、需要の問題からすれば暴落はないと思っている。多くの販売先は関東圏であるが需要の高まりがみられる。需要と供給のバランスが安定していれば需要の落ち込みは考えられない。東京オリンピックの需要は不透明であるが、良い影響に向かうのではと期待している。

議長：消費税の駆け込み需要や震災需要で現在ピークなのではないか。

部長：国の林業関係の目玉は、新たな木材需要の開発である。CLTやALTなど新製品の開発が進んでいる。これらに取り組もうとしている。湯川村でCLTが実証的に使われたが好評のようだった。ALTは協和木材、藤田建設工業などが住宅に使っている。これらが、需要拡大につながることを期待する。

吉田委員：環境税の事業の中の放置間伐材の利活用について、ふくしま森林再生事業の間伐材の販売先及びその経費について、林業専用道路とは、原発事故の補償金（クヌギ、ナラ等への）状況は。

部長：間伐材等の林内放置材は搬出さえすればチップとして利用できる。1m<sup>3</sup>4500円以上で売れるという。これらの活用のための補助である。1m<sup>3</sup>500円である。トラック1台で5,000円ぐらいの補助である。運搬先は郡山、いわき、会津などの市場又はチップ工場である。白河、いわき、郡山、原町など。運搬経費に対しての補助として500円である。チップは需要が高い。製紙用、バイオマス燃料用として引く手あまたである。

林業課長：再生事業であるが、森林整備に関しては伐採、山土場までの集積である。山土場から市場まで運搬して放射線測定をするのが放射線対策である。線量を測ることができる市場は郡山になる。放射線対策県営林で実証中である。今後流通センターでも放射線測定ができるように検討中である。

森林土木課長：林業専用道は比較的新しい基準である。管理は町である。規格は、2級林道と同等。全幅員3.5m（車道3.0m）である。林道計画であるが、計画は事業主体が作る。県営であれば県、町営であれば町が計画する。土地は、無償提供としているが、町によっては町が用地を取得している。埴町も、町が土地を取得している。

部長：原発事故の補償金の関係である。避難指示区域等区域に分けて森林に対する新たな補償が始

まると聞いているが、報道で知るのみでいつからとか突っ込んだ内容は承知していない。

鈴木（孝）委員：東白川郡は放射線が低いので放射線測定をやる必要がないと思う。これによってかえって不安になる。結局除染ではないかと思われている。事業遂行に支障になる。また、事業の仕組みであるが、申請等の事務が煩雑で一般の作業者にはなじまない。簡略化できないものか。たとえば、搬出道についてあらかじめ設計が必要というが、現場では状況に合わせて工事を行うのが普通である。

部長：この事業は除染事業ではないということを当初から一貫して説明してきた。しかし、除染と言われているのも事実である。そうではないことを言い続けるしかないと思う。

作業道について設計は必要。現状は起終点を指定し状況によって変更で対応しているようだ。森林組合の強みは、森林所有者との関係がある。同意取得には好都合である。しかし、作業は事業規模からいって森林組合だけでできるものではない。

林業課長：放射性物質濃度の測定は実証という側面もある。

鈴木（幸）委員：後継者育成について、公的育成所的な考えができないか。

部長：後継者の定義がはっきりしない。木を切る人を育てるのか、林業経営をする人を育てるのかによって対応は異なる。他県の事例であるが、林業経営者を育てるとして林業大学校的なものを公的にやっているところ（秋田、高知など）がある。将来的には森林組合などに就職している。一方で、技術的研修は実際民間企業に入った人たちを対象として各事業体などが実施している。実際現場作業にあたる人たちを育てるのであれば民間事業体で行うこのような研修がよいと思う。後継者問題は喫緊の課題であり、一定の地域にとどまらず県全体での対応が必要になるが進んでいないのが現状である。今後検討していくべきと思う。

小峰委員：ぜひ進めていただきたい。町への誘致なども考えたい。再生事業であるが、H28 から300haの規模で事業を進めるのは容易ではない。県の人的派遣など協力を願う。

部長：林業研修所に関しては町の考えがあればそのように進んでほしい。再生事業について町は航空レーザー測量を実施した。導入にあたって費用対効果が問題となったが、最終的に申請者の責任で進めていただきたいと申し上げている。町ができるということで進めている事業なので精いっぱい頑張っていたきたい。

委員長：これで質疑を終わりたい。

委員長：これで、議事を終了する。特別委員会を終わる。

副委員長：閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

林業振興対策調査特別委員長